3　法第二十二条の六第二項第二号ロに規定する在留資格証明書の様式は、別記第三十二号様式による。

4　法第二十二条の六第一項の規定により永住者の在留資格以外の在留資格への変更を許可する場合において、同条第二項の規定により出入国在留管理庁長官が入国審査官に同項各号に定める措置をとらせるときは、併せて別記第三十七号の十八様式による在留資格変更通知書を交付させるものとする。

（仮滞在の許可を受けた者の在留資格の取得）

第五十六条の三　［略］

［2・3　略］

4　法第六十一条の二の五第三項において準用する法第二十条第四項第三号に規定する在留資格証明書の様式は、別記第三十二号様式による。

（権限の委任）

第六十一条の二　法第六十九条の二第一項の規定により出入国在留管理庁長官に委任された次に掲げる法務大臣の権限は、同条第二項の規定により、地方出入国在留管理局長に委任する。ただし、法務大臣又は法務大臣の権限を委任された出入国在留管理庁長官が自ら行うことを妨げない。

［一～十　略］

十一　法第二十二条の六に規定する権限

十二～二十四　［略］

2　［略］

（電子情報処理組織による申請等）

第六十一条の三　［略］

［2～4　略］

5　電子情報処理組織を使用して第一項第六号から第八号まで及び第九号から第十二号までに掲げる申請書の提出を行うことができる者は、本邦にある当該外国人のほか、次の各号に掲げるとおりとする。

［一・二　略］

三　受入れ機関等（監理型育成就労実施者（育成就労法第二条第九号に規定する監理型育成就労実施者をいう。）を除く。）の本邦にある職員であつて、次に掲げるいずれかの者の依頼により当該外国人に代わつてするもの。ただし、第一項第七号、第八号又は第九号から第十二号までに掲げる申請書の提出に限る。

［イ・ロ　略］

四　［略］

［6～9　略］

別表第二（第三条関係）

在留資格	在留期間
［略］	
企業内転動	一　法別表第一の二の表の企業内転動の項の下欄第一号に掲げる活動を行う者にあつては、五年、三年、一年又は三月 二　法別表第一の二の表の企業内転動の項の下欄第二号に掲げる活動を行う者にあつては、一年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間

（仮滞在の許可を受けた者の在留資格の取得）

第五十六条の三　［同上］

［2・3　同上］

4　法第六十一条の二の五第三項において準用する法第二十条第四項に規定する在留資格証明書の様式は、別記第三十二号様式による。

（権限の委任）

第六十一条の二　法第六十九条の二第一項の規定により出入国在留管理庁長官に委任された次に掲げる法務大臣の権限は、同条第二項の規定により、地方出入国在留管理局長に委任する。ただし、法務大臣又は法務大臣の権限を委任された出入国在留管理庁長官が自ら行うことを妨げない。

［一～十　同上］

［号を加える。］

十一～二十三　［同上］

2　［同上］

（電子情報処理組織による申請等）

第六十一条の三　［同上］

［2～4　同上］

5　電子情報処理組織を使用して第一項第六号から第八号まで及び第九号から第十二号までに掲げる申請書の提出を行うことができる者は、本邦にある当該外国人のほか、次の各号に掲げるとおりとする。

［一・二　同上］

三　受入れ機関等（団体監理型実習実施者（技能実習法第二条第八項に規定する団体監理型実習実施者をいう。）を除く。）の本邦にある職員であつて、次に掲げるいずれかの者の依頼により当該外国人に代わつてするもの。ただし、第一項第七号、第八号又は第九号から第十二号までに掲げる申請書の提出に限る。

［イ・ロ　同上］

四　［同上］

［6～9　同上］

別表第二（第三条関係）

在留資格	在留期間
［同上］	
企業内転動	五年、三年、一年又は三月